

事 務 連 絡
令 和 5 年 6 月 30 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金
に係る Q&A について

平素より、母子保健行政に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、令和5年度母子保健衛生費国庫補助金に係る Q&A を作成しましたので、各種事業の実施に当たりご参照いただきますようお願いいたします。

(担当)

こども家庭庁成育局

母子保健課 母子保健係

Tel:03-6862-0413

E-mail:boshihoken.kakari@cfa.go.jp

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金
に係る Q&A

【性と健康の相談センター事業（特定妊婦や若年妊婦等に対する産科婦人科受診等支援）】

問1 今回、補助の対象に「交通費支援（2,000円）」が創設されたが、この交通費はどのような費用を想定しているのか。

（答）

- お尋ねの「交通費支援」については、性と健康の相談支援センターにおいて、特定妊婦等に対する産科婦人科等医療機関への同行支援において、当該特定妊婦等が電車などの交通機関を利用する場合に支払う交通費を対象として補助するものです。

【性と健康の相談センター事業（特定妊婦や若年妊婦等に対する産科婦人科受診等支援）】

問2 支援対象者に「妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる若者等」が追加され、性感染症や月経等に関する受診費用も補助の対象とされたが、緊急避妊薬や低用量ピル等の処方を受けるための医療機関受診についても、補助の対象となるか。

（答）

- 妊娠に悩む若者等からの相談により、性と健康の相談センターにおいて、緊急避妊薬や低用量ピル等の処方を受けるための医療機関受診について、同行支援が必要と判断した場合には、当該受診に要する費用も補助の対象として差し支えありません。

【産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援事業）】

問3 本事業の実施主体について、市町村内の多胎妊産婦が少人数である場合などは、市町村に代わり都道府県が実施できることとなったが、この「少人数」の要件について、人数等の基準はあるのか。

（答）

- 多胎妊産婦の人数等についての具体的な基準はありません。各都道府県・市町村間で本事業の実施について十分協議いただき、都道府県を実施主体とすることが、多胎妊産婦への支援に当たって効果的であると認められる場合には、都道府県が実施することとして差し支えありません。

【産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援事業）】

問4 都道府県が実施する場合、補助単価の人口区分の適用はどの人数を元に行えば良いか。

(答)

- 都道府県が市町村に代わって実施する場合には、当該市町村の人口の合計人数を元に、補助単価の人口区分を適用していただくこととなります。
※例えば、管内市町村（A市、B市、C市）のうち、A市とB市に代わり本事業を実施（C市は自ら本事業を実施）する場合には、A市とB市の人口の合計人数を元に人口区分に適用することとなります。

【産後ケア事業】

問5 対象者の定義が、これまでの「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」から「産後ケアを必要とする者」に改正されたが、この改正の趣旨如何。支援の対象者であることをどのように確認すれば良いか。

(答)

- 昨年末にとりまとめられた全世代型社会保障構築会議の報告書において、「産前・産後の心身の負担を軽減するため、希望する全ての方が産前・産後ケアを利用することができるよう、産前・産後ケアの体制の充実を図るとともに、利用者負担の軽減を図る」ことが検討課題として挙げられたところです。
- このため、本事業がユニバーサルなサービスであることを明確化するため、対象者の定義を「産後ケアを必要とする者」に改正するとともに、本事業を利用しやすい環境を整える観点から、利用者の所得の状況に関わらず、利用料の減免支援を導入することといたしました。
- 本事業の支援の対象者について、提供されるサービスの内容の説明等を行い、産婦が事業内容について十分理解した上で利用を希望する場合には、「産後ケアを必要とする者」として、支援の対象者としていただいで差し支えないと考えています。

【産後ケア事業】

問6 本市では、希望する全ての産婦の利用を受け入れられる産後ケア事業の受け皿がないため、支援の必要性が高い産婦に限って利用を認めている。産婦が利用を希望する場合には支援の対象となるとのことだが、今後、これまでと同様に利用の制限を行うことは認められないのか。

(答)

- 産後ケア事業について、希望する全ての産婦を受け入れるだけの受け皿が十分でない場合には、市町村の判断により、支援の必要性の高い産婦に限って利用を認めることも引き続き可能です。
- なお、令和4年度第2次補正予算において、産後ケア施設に係る整備費に対する補助（次世代育成支援対策施設整備交付金）について、補助率を2分の1から3分の2に引き上げています。また、令和5年度予算案でも、建物の修繕について「自己所有物件」だけでなく「賃借物件」も補助対象とする拡充を行うこととしています。こうした施策も活用いただき、希望する全ての産婦が産後ケア事業を利用することができるよう、利用ニーズを踏まえた受け皿の整備を進めていただくようお願いします。

【産後ケア事業】

問7 令和4年11月21日付け事務連絡「産後ケア事業における安全管理の推進について」において、事故予防のための備品（乳児用ベッド等）の購入は国庫補助の対象とされているが、乳児用体動センサー（ベビーセンサー等）の購入も可能と考えてよいか。

（答）

- 産後ケア事業の実施のために必要な備品として購入する場合には、国庫補助の対象となります。

【産後ケア事業（利用料減免）】

問8 産後ケア事業の利用料減免（2,500円/回）について、短期入所型のほか、通所型やアウトリーチ型も対象となるのか。また、乳児が双子である場合、1回分の利用料について、通常の利用料に加えて乳児1人分の金額が上乗せされる場合があるが、この場合であっても減免額は2,500円となるのか。

（答）

- 今回の利用料減免は、全ての実施型が対象となります。
また、産婦1人当たり乳児1人の出産につき5回を上限として減免を実施することとしているため、お尋ねのケースのように双子が利用する場合に、利用料に乳児1人分の金額が上乗せされる場合には、1回の利用で2,500円×2人（回）＝5,000円を減免することが可能です。
ただし、双子の利用であっても、通常の利用料と同額（すなわち乳児1人分の金額の上乗せなし）の料金を設定している産後ケア事業所を利用した場合には、2,500円が減免額となります。

【産後ケア事業（利用料減免）】

問9 産後ケア事業所で提供される食事代は、減免の補助対象外となっているが、食事代はどのように算定すれば良いのか。

(答)

- 利用料に食事代が含まれている場合には、食事代を除いた利用料を減免の補助対象としています。産後ケア事業所において、これまで利用料に含まれる食事代の内訳金額が示されていなかった場合には、今回の減免支援を開始するにあたり、事業所とあらかじめ協議した上で、食事代の内訳金額を決めていただくようお願いします。

【産後ケア事業（利用料減免）】

問 11 産後ケア事業の利用料減免について、どのような方法により実施すれば良いか。

(答)

- 産後ケア事業の利用料減免の実施方法については、
 - ① 利用者が、産後ケア事業所に一旦利用料を支払い、後日、市町村から減免額の助成を受ける方法（償還払い）や、
 - ② 利用者が産後ケア事業を利用する前に、あらかじめ市町村から利用者に対して、利用料減免に係る補助券を渡す方法などが考えられます。
- なお、市町村と産後ケア事業所との委託契約等の中で、利用料の金額も定められている場合には、当該利用料の金額設定を直接減額する方法も可能です。この場合、減免支援を実施する前と実施した後の利用料の差額が、国庫補助の対象となります。
- なお、減免支援を行うことにより、産後ケア事業所が理由なく利用料を引き上げることがないように（いわゆる便乗値上げ）、産後ケア事業所が利用料を引き上げようとする場合には、市町村においてその理由を確認するなど、適切にご対応いただくようお願いします。

【新生児聴覚検査体制整備事業（聴覚検査機器購入支援事業）】

問 12 本事業について、実施要項では「聴覚検査機器を所有していない小規模の産科医療機関等が、聴覚検査機器（自動ABR）を購入する場合に、購入費を支援する。」となっているが、医療機関において所有する聴覚検査機器（自動ABR）が老朽化した場合、当該聴覚検査機器の買い換え費用は補助対象となるか。

(答)

- 医療機関が所有する聴覚検査機器（自動ABR）が老朽化（耐用年数を経過）したことなどにより、当該聴覚検査機器を用いて実施する検査に支障が生じる可能性がある場合には、「聴覚検査機器を所有していない」状態に該当するものとして、当該医療機関における聴覚検査機器の購入費用を補助対象として差し支えありません。

【低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業】

問 13 本事業の対象者について、「住民税非課税世帯に属する者又はこれと同等の所得水準であると認められる者」となっているが、「これと同等の所得水準」とは具体的にどのような状況を想定しているか。

(答)

- 「前年所得が一定額以上あることから、当該年度の住民税非課税世帯には該当しないが、当該年の所得が減少し、住民税非課税世帯と同等の所得状況にあると認められる者」や、「若年妊婦等であって、本人に所得がないものの、同一世帯の親の所得により課税世帯に該当する者のうち、家庭の状況等により親からの経済的な援助が期待できない者」といったケースを想定しています。

【低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業】

問 14 性と健康の相談センター事業（特定妊婦や若年妊婦等に対する産科婦人科受診等支援）でも、初回の産科受診料（妊娠の判定に要する費用）の支援を行っているが、本事業との違いはなにか。

(答)

- 性と健康の相談センター事業（特定妊婦や若年妊婦等に対する産科婦人科受診等支援）は、主に特定妊婦と疑われる者等を支援対象としており、医療機関への同行支援を実施することを求めています。一方、今回の新規事業については、性と健康の相談センター事業での支援を受けていない低所得者を支援対象としており、また、医療機関への同行支援も求めないこととしています。

【低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業】

問 15 「初回の産科受診料」の助成について、医療機関において妊娠の判定を行う際、あわせて妊婦健診を行う場合があるが、この場合の妊婦健診に係る費用は対象外という理解でよいか（妊娠判定と同時に（妊婦健診の受診券の交付前に）、妊婦健診1回目の検査をする産科医療機関もある。）

(答)

- お見込みのとおり、妊婦健診に係る費用は対象外です。妊婦健診の費用については、地方交付税措置を講じていますので、受診券の交付前に妊婦健診が実施されたとしても、妊婦健診として実施された分については、地方交付税交付金を活用して公費負担することが可能です（なお、妊婦健診の費用に含まれない妊娠判定に要する費用については、本事業の助成の対象となります。）